

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十八年五月二十四日

奈良県知事 荒井正吾

奈良県条例第一号

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例の一部を改正する条例

公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例（昭和三十九年四月奈良県条例第五号）の一部を次のように改正する。

第七条中「第二条第一項第七号」を「第二条第一項第四号」に改める。

附則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十八年六月二十三日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。